

平成28年12月9日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成28年第4回松島町議会定例会会議録(第1号)

出席議員(13名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育次長	櫻井光之君

教 育 課 長	本 間 澄 江 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 1 2 月 9 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 1 2 月 9 日から 1 2 月 1 4 日まで 6 日間
- 〃 第 3 諸般の報告
- 〃 第 4 第 1 常任委員会の所管事務調査期限の延期について
- 〃 第 5 第 1 常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 〃 第 6 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願について
- 〃 第 7 陳情第 2 号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情について
- 〃 第 8 議員提案第 6 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 9 議案第 9 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 0 議案第 1 0 0 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 1 議案第 1 0 1 号 松島町町税条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 2 議案第 1 0 2 号 松島町国民健康税条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 3 議案第 1 0 3 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〃 第 1 4 議案第 1 0 4 号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正について (提案説明)

- 〃 第 1 5 議案第 1 0 5 号 財産の取得について (提案説明)
 - 〃 第 1 6 議案第 1 0 6 号 工事委託に関する協定の締結について (提案説明)
【長田雨水ポンプ場他 1 施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】
 - 〃 第 1 7 議案第 1 0 7 号 工事委託に関する変更協定の締結について (提案説明)
【松島浄化センター長寿命化改築工事委託に関する協定】
 - 〃 第 1 8 議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度松島町一般会計補正予算 (第 6 号) について
(提案説明)
 - 〃 第 1 9 議案第 1 0 9 号 平成 2 8 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
について (提案説明)
 - 〃 第 2 0 議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) につ
いて (提案説明)
 - 〃 第 2 1 議案第 1 1 1 号 平成 2 8 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) につ
いて (提案説明)
 - 〃 第 2 2 議案第 1 1 2 号 平成 2 8 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) に
ついて (提案説明)
 - 〃 第 2 3 議案第 1 1 3 号 平成 2 8 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
(提案説明)
 - 〃 第 2 4 議案第 1 1 4 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】
 - 〃 第 2 5 議案第 1 1 5 号 工事請負契約の締結について (提案説明)
【町道根廻・磯崎線道路整備工事】
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。

松島町高城————さんほか1名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番赤間幸夫議員、3番櫻井 靖議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの6日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって、会期は12月14日までの6日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いします。町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日第4回松島町議会定例会を開催するに当たり、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、議会定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

初めに、第16回復興交付金事業農村漁村地域復興基盤総合整備事業について報告させていただきます。

手樽土地改良区及び富山水利組合から圃場整備事業の機運が高まり、実施を求める要望が町にありましたことから、町では安定的な農業経営を図るため、復興交付金事業であります農村漁村地域基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）の宮城県実施の採択へ向けて、宮城県や復興庁へ陳情してまいりました。宮城県はそれを受けて事前現地調査を実施し、第16回復興交付金事業として復興庁に申請していただき、そのうち基本計画、調査業務委託費と実施設計費が12月1日付で承認されました。

次に、11月1日発生の断水事故について報告させていただきます。

午後6時40分ごろにホテル絶景の館への給水がとまる事故が発生しました。原因につきましては、ホテルへの町管理の止水栓に不具合が生じ断水となり、当日の水の供給ができず宿泊客50人に大変ご迷惑をおかけしたところであります。翌日の朝に私もホテルに出向きホテル経営者側、また宿泊客の皆様にご挨拶するとともに、午前中には復旧し、当日からの営業には支障のないよう対応したところあります。

また、この断水事故による宿泊代設備修理費等の補償についてホテル側と協議を行い、ホテル側の早期支払い要望もあったことから、水道事業会計の予備費から充用し、11月24日に128万1,530円の補償契約を締結し、11月29日に支払ったところあります。

次に、11月13日発生の漏水事故について報告させていただきます。

午前4時50分ごろにA&COOP前の地下式消火栓において、大規模な漏水が発生しました。このため、高城区、磯崎区の一部で水道を断水させ、復旧作業を行い、午前10時50分には復旧作業が完了しました。原因については、前日の11月12日に発生した震度4の地震における消火栓の破損が原因ですが、今後消防署及び消防団に協力をいただきながら、消防水利施設の徹底を図ってまいります。

次に、11月22日発生の地震について報告させていただきます。

午前5時59分福島県沖を震源とするマグニチュード7.4、最大震度5弱の地震が発生し、東北沿岸に津波注意報が発令されました。

本町におきましては、午前6時15分警戒本部を設置し、6時30分に避難勧告を発令しました。避難所開設や防潮堤閉鎖など、関係機関と連携しながら災害対策、避難対応を行いました。

午前8時3分、仙台港に最大波1.4メートルの津波が到達し、津波警報に切りかえられたことにより、特別警戒本部を設置し、国道45号の下馬から愛宕交差点までが通行どめとなったため、海岸付近には近づかないようさらに防災行政無線などを利用し、住民や観光客への注意呼びかけを行いました。

午前9時46分に津波注意報に切りかえられ、国道45号線の通行どめが解除となり、午後0時に避難勧告を解除し、避難所を閉鎖したところであります。

避難所開設におきましては、スムーズな開設が行われ、防災訓練等による成果と認識しております。

さて、本日提案いたします議案は、条例の一部改正が6件、その他の議案が5件、平成28年度各種会計補正予算が6件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成28年9月2日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月2日に第3回松島町議会定例会を招集し、9月16日までの会期において松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

9月11日には、第59回松島町敬老会を開催し、77歳以上の方2,512人の長寿をお祝いしました。

9月22日には、ASEANに加盟している7カ国の防衛当局次官級の皆さんが松島を訪問されました。今回の訪問は仙台市内で開催された日本とASEANの次官級会合の後行われたもので、瑞巖寺や観瀾亭を見学し、伊達文化の魅力に触れていただきました。

10月23日には、まつしま復興支援プレミアム商品券が販売されました。朝早くから多くの町民の方々が列をつくり、用意されていた7,000セットは即日完売しました。

10月25日には10月20日をもって交通死亡事故ゼロの記録が、1,230日間を達成したことから、県知事から褒状が送られました。

11月3日には、第11回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議が開催され、県から1キログラム当たり8,000ベクレル以下の汚染廃棄物に関する処理方針案について説明があり、その後意見交換が行われました。

11月4日には、第3回松島町議会臨時会を招集し、平成28年度松島町一般会計補正予算についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

同日、議会全員協議会において、ふるさと納税返礼品ほか1件の報告と、温泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しほか1件について協議させていただきました。

11月12日には、防災訓練を行いました。今回は、各避難施設での住民参加型訓練で、避難者の対応や避難所開設が行われました。訓練に続いて、防災講演会が行われ、台風10号により

岩手県岩泉町へ緊急消防援助隊として派遣された塩釜地区消防事務組合の引地氏により被災地の状況と災害への対応に関する講演が行われました。

11月15日から16日にかけて岡山県倉敷市と塩竈市とともに3市町合同のシティプロモーションが行われました。特産品を販売したほか、16日にはトップセールスが行われ、2市1町の首長が一堂に会し、各市町の魅力を紹介し、特産品を詰めたノベルティを配布させていただきました。

11月16日には、全国町村長大会が開催され、その後、宮城県選出国會議員に対する要望活動等を行いました。

11月23日には、磯島で第10回松島大漁かきまつりが開催され、松島産のカキを味わう家族連れ等でにぎわいました。また、当日は岸田外務大臣がイスラエル、ドイツ、スイスなど7カ国の大使の皆様と祭り会場を訪れ、その後瑞巖寺や観瀾亭も拝観していただきました。なお、今回の訪問は、外務省が地方の見どころ、魅力をグローバルに発信する新たな取り組みである「地方を世界へ」プロジェクトの第1回の訪問地とし松島町が選ばれ、訪問が実現したものです。

11月27日には、本県を会場に第36回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会が開催され、文化観光交流館前をスタートし、仙台陸上競技場へ向かうコースの大会に22チームが出場し、冬の宮城路を駆け抜けました。

12月2日には、第2回松島水族館跡地利用検討懇話会が開催され、県から水族館跡地活用企画提案、公募要綱案について説明があり、その後に意見交換が行われました。

12月5日には、仙台大学と松島町の地域連携協力に関する協定書調印式を行いました。今後は、双方の福祉と教育の持続的発展を目的に大学と町が連携協力し各種事業を検討し事業を行っていきたいと思っております。

次に要望等でございますが、9月21日に宮城県知事に対して農村漁村地域復興基盤総合整備事業手樽地区に関する要望を初め、ほか9件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） これで、行政報告を終わります。

続いて、議長の諸報告を行います。

諸報告等につきましては印刷して手元に配付しておりますが、概要だけ申し上げたいと思います。

1、出納検査・監査についてであります。9月20日、10月24日、11月30日に例月出納検査、12月7日には平成28年度定期監査の報告をいただいております。丹野監査委員、菅野監査委員のお2人は大変ご苦労さまでございました。

2、請願・陳情・意見書等の受理は5件であります。内容は記載したとおりであります。

3、請願・陳情・意見書等の処理は1件であります。内容は記載のとおりであります。

4、国・県に対する要望等がございます。記載のとおり、平成29年度町村復興対策に関する要望のほか2件をそれぞれ要望しております。

5番目、行政視察であります。11月7日から8日に埼玉県滑川市議会から来町しており、議会報告会実施内容と実績等について視察しております。ほか2市の議会が視察来町しております。

6番目、会議等であります。9月2日の平成28年第3回松島町議会定例会を含め総件数70件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

7、議会だよりの発行であります。11月1日にまつしま議会だより第128号が発行されております。議会広報発行対策特別委員の皆さんには、大変ご苦労さまでございました。

8、委員会調査についてであります。10月31日から11月1日に議会運営委員会が岩手県八幡平市、紫波町を往訪し、議会の広報、広聴活動と常任委員会化について視察しております。また、11月29日に第1常任委員会が所管事務調査のため東北観光推進機構においてインバウンド政策の取り組み等について調査しております。

9番、議員・委員派遣についてであります。9月16日に行政区長と議会議員との意見交換会が開催され、議員13名を派遣しております。10月26日から27日に東京都で開催されました町村議会広報研修会へ委員6名を派遣しております。11月11日に開催されました宮城黒川地方町村議会表彰式並びに議員研修会に議員10名を派遣しております。なお、10月15日から11月10日までの議会報告会、議員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付しておりました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、9月定例会以降に開催されました一部事務組合議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会であります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 第1常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（片山正弘君） 日程第4、第1常任委員会の所管事務調査期限の延期について議題といたします。

第1常任委員会で調査中の外国人観光客受入れ（インバウンド）について、平成28年12月定例会までが調査期限でしたが、同委員会から会議規則第45条第2項の規定により平成29年3月定例会まで調査期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。委員会の要求のとおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、第1常任委員会の所管事務調査期限を委員会の要求のとおり平成29年3月定例会まで延期することを決定いたしました。

日程第5 第1常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（片山正弘君） 日程第5、第1常任委員会所管事務調査中間報告についてを議題といたします。

第1常任委員会から、会議規則第46条第2項の規定によって、所管事務調査の中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり報告を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、第1常任委員会から中間報告を受けることを決定いたしました。

澁谷秀夫委員長の発言を許します。

澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） おはようございます。

第1常任委員会より所管事務調査の中間報告をさせていただきたいと思っております。

- 1、調査事件は、外国人観光客の受け入れ、インバウンドについてであります。
- 2、調査期日は平成28年3月14日、302会議室ほか記載のとおりであります。
- 3、出席委員第1常任委員会6名の委員であります。
- 4、調査目的でございます。昨今インバウンドという言葉が一般的に使われるようになり、

当初日本政府が掲げていた2020年に訪日外国人観光客数2,000万人の目標が早くも現時点で達成されております。東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年には、現在の倍増の4,000万人に修正されております。このような状況下にあつて、本町としては、外国人観光客受け入れに対しどんな考えを持ち、どのように推進を図ろうとしているのかについて調査を行うことにしました。

調査方法。町当局のインバウンド受け入れに対する考え方及び今後の取り組みについての意見交換から開始し、実際にインバウンド受け入れに携わっている一般社団法人松島観光協会との意見交換会の実施、インバウンド事業の先進地沖縄県での視察研修。新潟県を含む東北7県の観光推進を行っている東北観光推進機構や宮城県観光課の取り組み方針並びに具体的事業などについて研修を行い、当委員会としての考えをまとめていくこととしました。

5、調査経過の概要であります。町当局産業観光班の考え方及び取り組みについてであります。

北海道新幹線の開業や仙台空港の民営化、そして2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック等を考慮に入れると、今後松島を訪れる国内外観光客の増加が予想されます。松島町の観光振興基本計画では、美しい景観、美しいおもてなし、美しい暮らしをキャッチフレーズとして観光推進を図り、日本三景松島や国際観光都市松島、それと世界で最も美しい湾クラブ加盟を国内外に情報発信していきたいとしております。

他の具体策としましては、1、諸外国向け観光プロモーションを東北観光推進機構に依頼し推進。2、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)設置事業所への支援。3、英語版フェイスブック、英語版ホームページ、多言語の観光案内板、宿泊施設等の各種案内の英文化などに対する国際交流員(CIR)の指導養成。観光交流協定を締結している倉敷市、にかほ市との情報交換。日本三景観光連絡協議会と連携し、全世界に向けて日本三景のすばらしさを発信していく等々が示されております。

一般社団法人松島観光協会のインバウンドに対する取り組みでございます。

その1、取り組み事例は、平成24年、現場で実際に使える英会話教室の実施ほか、記載のとおりであります。お目通しをお願いします。

次ページに移らせていただきます。

その2、インバウンド誘致の撮影に協力(松島観光協会かき小屋)ですが、平成27年11月、総務省「いいよねJAPAN」ほか記載のとおりであります。お目通しをいただきたいと思っております。

その3、その他、日本百名月の認定ほか記載のとおりであります。お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、先進地等の取り組みについてであります。

① 沖縄県那覇市。一般社団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）。

その1、OCVBの役割は記載のとおりであります。お目通しをいただきたいと思ひます。

次ページをお開きいただきたいと思ひます。

その2、沖縄観光情報Webサイトの配信は下記の通りでございます。お目通しをいただきたいと思ひます。

その3、おきなわ観光天気予報の発信は下記内容となっております。お目通しをいただきたいと思ひます。

その4、観光人材育成プラットフォーム構築事業は下記のとおりであります。お目通しをいただきたいと思ひます。

その5、外国人観光客受け入れ関連事業は下記のとおりとなっております。お目通しをいただきたいと思ひます。

次ページをお開きください。

その6、海外へのプロモーションは下記のとおりであります。お目通しをいただきたいと思ひます。

その7、MICE戦略につきましては下記のとおりでございます。お目通しをいただきたいと思ひます。

② 沖縄県国頭郡本部町。

その1、本部町の観光振興基本計画は下記のとおりとなっております。お目通しをいただきたいと思ひます。

その2、観光関連事業。町の事業としては以下のようになっております。お目通しをいただきたいと思ひます。

次ページをお開きいただきます。

その3、本部町が抱える課題でございます。本部町では観光振興に向けて町の特性を生かし数多くの事業を展開しているが、町を訪れる観光客のニーズに応えられる受け入れ態勢が十分とは言えない。それが要因となり宿泊者数がふえていないことが課題となっております。

③ 東北観光推進機構でございます。

東北観光推進機構の取り組み方針と事業概要であります。

その1、取り組み方針、インバウンド関連につきましては下記のとおりとなっております。
お目通しをいただきたいと思います。

その2、主な事業としまして、インバウンド関連としては次のようなものがございます。お目通しをいただきたいと思います。

次ページに移らせていただきます。

最後でございますが、以上調査結果等でございます。

当委員会では、外国人観光客の受け入れにつきまして、これまで調査を進めてきたところがあります。しかし、当初の調査計画に組み入れていました宮城県観光課との日程協議が諸般の都合により調整がつかず、今日まで行われておりません。現段階では調査不十分と考え、期限を延長し調査を行う必要があると判断したものでございます。

以上でご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） ただいま中間報告がありました。

中間報告に質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、第1 常任委員会の所管事務調査中間報告について終わります。

日程第6 請願第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める
意見書の提出を求める請願について

○議長（片山正弘君） 日程第6、請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） それでは朗読いたします。

請願第1号、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願について。

請願者、宮城県塩竈市錦町17-6、塩釜地域社会保障推進協議会代表幹事、内藤 孝、代表幹事、斉藤規夫、代表幹事、虎川太郎、代表幹事、太田政興、代表幹事、福岡眞哉。

紹介議員、松島町議会議員、今野 章。

請願の趣旨。

平成20年度に創設された後期高齢者医療制度の施行に当たっては、激変緩和の観点から世帯

所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、均等割は9割まで、所得割は5割軽減することとして、国において予算措置が講じられてきた。

そのような中、社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子において、後期高齢者の保険料軽減特例については実施から7年が経過し、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は、所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国民健康保険における軽減割合は最大7割となっていることなどとの均衡を勘案し、段階的に縮小することとした。

その実施にあたっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより、低所得者に配慮しつつ急激な負担増となるものについてはきめ細やかな激変緩和措置を講ずることとしているが、このたびの消費税率引き上げの先送りに伴って年金等の施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念がある。

よって、国においては、社会保障・税の一体改革による社会保障の充実に係る施策の見直しについて、低所得者の負担に対して配慮したものとなるよう後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう求める意見書を提出することをお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 朗読が終わりました。これより、紹介議員の説明を求めます。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 8番金野でございます。

請願第1号、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書の提出を求める請願についてということですが、この請願の内容につきましては、ただいま議会事務局より読み上げていただきました内容に尽きるものでありますけれども、私からも若干の説明をさせていただきたいと思っております。

実は、この請願の提出を前後いたしまして、大きな動きがありました。12月1日付の河北新報では、厚生労働省は11月30日、70歳以上が支払う医療費の限度引き上げや75歳以上の保険料アップなど、2017年度から実施を目指す医療保険制度の見直し案を社会保障審議会の部会に示した。中間所得以上の高齢者はおおむね負担がふえそうだ。今後、与党と最終調整する。こういったリードで新聞2面と4面で詳しく伝えているところでございます。

その主な内容を見ますと、医療費の自己負担に上限を設けております高額療養費制度の見直しであり、また、住民税非課税世帯の外来の負担の上限見直しを含めますと、2,224万人に影響が出ると思っております。また、75歳以上の後期高齢者医療制度では、保険料の特例軽

減措置の段階的廃止などを2017年度から実施する内容で、329万人に影響が出ることとなります。このほか、患者が長期入院する療養病床で65歳以上の患者を対象に光熱水費を値上げすることも報道されております。

高額療養費制度や特例軽減措置の仕組みは高齢者の経済的負担を少しでも軽減し、受診機会を保障しようと設けられた経過があります。受診抑制や保険料の滞納増加、さらには無保険高齢者の増加に拍車をかけるような制度の改悪は行うべきではないと考えるところであります。

すでに皆さんもご承知のとおり、高齢者は外来等の受診頻度が極めて高く、若者に比べて非常に高くなっております。一方の頼みの年金のほうも年金法の改悪が進められ、年金は減っていく一方となっております。これでは高齢者の貧困と格差をますます広げるだけとなってまいります。したがって、高齢者の生活等を守る上からも、本請願のとおり後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の継続を含めた見直しを行うよう関係大臣等に意見書を提出していただきたいと考えているところでございまして、議員各位には何とぞよろしくお願いをいたしまして、請願の説明とさせていただきます。終わります。

○議長（片山正弘君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。請願第1号について、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願については、第2常任委員会に付託することを決定いたしました。

日程第7 陳情第2号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情について

○議長（片山正弘君） 日程第7、陳情第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直し慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題といたしま

す。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） 朗読します。

陳情第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情について。

陳情者、宮城県仙台市青葉区本町二丁目1-29仙台本町ホンマビル4階、宮城県保険医協会、理事長、井上博之。

陳情の趣旨。

宮城県保険医協会が会員に対して行った調査では、約半数の医療機関が患者の経済的な理由による治療中断を経験しており、約4割の医療機関が医療費負担を理由に治療や検査を断られた経験をしています。このことは、必要な検査を断る、薬がなくなっているのに受診しない、歯科の治療をためらうなど、経済的な理由で必要な受診ができない方がふえていると言えます。このような状況の中、平成28年6月2日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～では、社会保障分野において、経済財政再生計画に掲げられた外来時の定額負担の導入、後期高齢者の窓口負担の2割化、高額療養費制度の月額自己負担上限の引き上げ、市販品類似薬の保険外し、入院時の光熱水費の患者負担化などの改革項目について、着実に改革を実行していくとされています。

こうした患者負担増は、多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになります。

つきましては、高額療養費制度の月額自己負担上限の引き上げ及び後期高齢者の窓口負担の2割化について、慎重審議と現行制度の継続を求める意見書を政府に対して提出するよう陳情いたします。

以上です。

○議長（片山正弘君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。陳情第2号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、陳情第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情については、第2常任委員会に付託することを決定いたしました。

日程第8 議員提案第6号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第8、議員提案第6号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番、高橋利典であります。

提案理由についてご説明申し上げます。

松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提出理由の説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して民間給与が国家公務員給与を上回りました。また、特別給与についても民間事業所における好調な支給状況を反映して民間が公務員を上回ったことから、人事院勧告は国家公務員の月例給及びボーナスともに昨年、一昨年に引き続いて値上げ勧告となっております。

このような社会情勢を鑑み、松島町議会議員の期末手当を0.1カ月分引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

日程第9 議案第99号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第99号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第99号、提案理由の説明を行います。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年8月8日に出された人事院の勧告に鑑み、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護休暇の分割、介護時間の新設について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 近年の少子高齢化の進展により、育児、介護と仕事との両立を支援することが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう、民間労働法制では見直しが行われております。

今回の勧告では、公務員においても同様な措置が確保されることの重要性に鑑み、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護時間を新設すること等について制度化することとしております。

地方公務員の制度として、政府は地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、改正して対応することとしております。なお、これらの法律等の一部を改正する法律は11月25日に成立いたしました。

条例に関する説明資料をごらんください。

第8条の2には、育児休業等に係る子の範囲の拡大について明示しています。

育児休業、育児短時間勤務および育児時間の対象となる子の範囲を職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、里親である職員に委託されており、かつ当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、この子につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行される平成29年4月1日以降は養子縁組里親である職員に委託される子ということに改められます。

その他、これらに準ずるものとして、規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大しております。

15条でございますが、介護休暇の分割について明示しております。

職員の申し出に基づき、任命権者が指定期間を指定するものでございます。指定期間は規則の定めるところにより、1つの要介護状態ごとに3回以下かつ合計6カ月以下の範囲内で指定します。

第15条の2でございますが、介護時間の新設を置きまして、日常的な介護ニーズに対応するため、任命権者は職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを新設しております。介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給となります。なお、不足中の経過措置に

ありますように、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していないものについても、改正の日以降に残余の期間を分割して取得できるよう措置をしております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第100号職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第100号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年8月8日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職員等に支給する給料及び勤勉手当の引き上げ等に係る措置について、国の一般職員と同様の改正及び扶養手当の手当額の見直しによる改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今回の給与勧告は、民間事業所による賃金引き上げの動きを反映し、平成28年4月分の月例給において民間給与が国家公務員給与を平均708円上回る結果となったため、前回と同様に月例給を聞きあげる内容となりました。

また、今回は扶養手当の改定について勧告されています。これは、女性の就労状況の変化に応じ、民間で配偶者に対する家族手当の支給が減少傾向にあること。加えて公務員においても配偶者が扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることから、配偶者に係る手当額をほかの扶養親族に係るそれと同額まで減額するとともに、子育て支援策として子に係る扶養手当の引き上げを行うこととするものでございます。

平成28年人事院勧告を受けて、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により当該条例を改正しまして、人事院勧告に係る内容を実施していくものでございます。

なお、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律は11月16日に成立いたしました。

1番目として、月例給でございますが、当該条例の4条の別表第1になります。

民間給与との0.17%の格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げします。初任給につきましては、民間との間に差があることを踏まえ、初任給を1,500円引き上げします。若年層についても同程度の改定になっています。その他は、高齢層における民間の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ400円の引き上げを基本に平成28年4月に遡及して改正します。今回の月例給改正による影響額は159万2,400円でございます。

条例に関する説明資料をお開きください。

期末手当でございます。当該条例18条になります。

年間4.2月分を0.1月分引き上げし、年間4.3月となります。平成28年度は12月勤勉手当で0.1月分引き上げし、平成29年度は6月及び12月に0.05月分ずつ引き上げとなります。また、再任用職員についても0.05月分引き上げになります。今回の改正による影響額でございますが、548万5,603円となります。

条例に関する説明資料の裏面をお願いいたします。扶養手当になります。

こちらは、平成29年4月から段階的に改定となります。当該条例は9条が該当します。

配偶者に係る手当額をほかの扶養親族と同額まで平成30年度までに段階的に減額になります。これにより得られる原資を子に係る手当に配分するとして、平成30年度までに段階的に増額になります。なお、改正条例第3条についてでございますが、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は現行のまま1万1,000円、平成29年度は子が1万円、父母等が9,000円、平成30年度以降は当該条例9条、表に掲げる子または父母等の額になります。なお、扶養手当改正による平成29年度の影響額は63万円となります。

改正条例第1条は公布の日から施行し、2条及び附則第3条は平成29年4月からの適用になります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第101号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第101号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第101号松島町町税条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の計算期間の見直し、個人町民税における自主服薬推進のための所得控除制度の導入及び特例適用利子等の課税の特例の規定、軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の適用期限の延長等による所要の整備を図る必要があるため改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それでは、説明させていただきます。

お手数ですが、議案の最後から3枚目の条例に関する説明資料を開いていただきたいと思います。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に交付されたことに伴い、同年4月1日以前から施行を要するものに係る改正箇所については専決処分により改正を行っておりますが、それ以外の部分について改正を行うものです。

最初に、第19条、第43条、第48条、第50条の改正関係ですが、相続税の財産評価をめぐる争いが行われた延滞税について、最高裁判所判決を踏まえ国税において延滞税の計算期間等の見直しがなされました。地方税においては、この国税に見直しに準じて、個人町民税及び法人町民税に係る延滞金の計算期間等について所要の措置が講じられ、申告した後に減額更正され、その後に増額更生または修正申告があった場合、その増額部分に係る延滞金の計算期間から一定の期間を控除するものです。あわせて文言の整理を行うものです。

次に、附則第6条の関係ですが、現行の医療費控除の特例として適切な健康管理のもとで医療用薬品から代替を進める観点から、健康の増進及び疾病の予防への取り組みとして、特定健康診査、定期健康診断、健康診査、がん検診、予防接種のうち、納税義務者本人がその年中にいずれか1つを受けている個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、医師によって処方される医療用医薬品からドラッグストア等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品、例えば風邪薬、胃腸薬、栄養内服薬、関節痛の張り薬等の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち1万2,000円を超える額を所得控除するものです。ただし、8万8,000円を超える場合には8万8,000円となります。なお、今回の医療費控除の特例による所得控除と従来の医療費控除を同時に利用することはできないため、どちらの適用とするか対象者のご自身で選択することになります。

次に、附則第10条の3第8項第5号の改正については、地方税法等の改正により、既存住宅

の熱損失防止改修工事をした場合の固定資産税の減額措置について見直しが行われ、固定資産税の減額措置の適用と適用を受けようとする者が市町村に提出する証明書に関する改正があり、第5号の後段に文言を追加するものです。

次ページをお開き願いたいと思います。

次に、附則第16条第1項から第4項の関係ですが、平成27年度から導入された平成28年度末で期限切れを迎える軽自動車税におけるグリーン化特例について、適用期限を1年延長するものです。あわせて文言の整理を行うものです。

次に、附則第20条の2及び附則第20条の3の関係ですが、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるための日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されました。これに伴いまして必要な改正を行うもので、特例利子等及び特例配当等に係る個人町民税の課税の特例の新設については、台湾在住の当事業組合を通じて得た利子および配当金に係る個人住民税については日台民間租税取り決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、申告等に基づく課税を行うものです。あわせて文言の整理を行うものです。

最後に、施行期日については、それぞれ説明資料に記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第102号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第102号松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第102号松島町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部改正に伴い、町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるための改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。
後ろから2枚目の条例に関する説明資料をごらんいただきます。

ただいま財務課長から説明がありました特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含まれることとなります。このことにより、今回改正するものでございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで若干の休憩をしたいと思います。再開を11時10分にしたいと思います。

休憩に入ります。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第13 議案第103号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第103号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第103号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、東日本大震災復興交付金事業による避難施設の建設に伴い、名籠支館及び三浦支館を解体して両施設を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第104号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第104号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準

に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第104号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年8月8日に出された人事院の勧告に鑑み、扶養手当の見直し及び育児休業等に係る子の範囲の拡大並びに介護休暇の分割、介護時間の新設について改正を行い、平成29年1月1日に施行される雇用保険法の改正に伴い、高齢者雇用保険等の改定に関する所要の改正を行い、あわせて字句等の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、ご説明させていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた扶養手当等の見直し及び平成29年1月1日施行の雇用保険法の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

条例に関する説明資料をお開き願いたいと思います。

まず、4条第2項第2号及び第3号は扶養手当関係になりますが、こちらにつきましては、今回の人事院勧告に鑑み、子と孫に分割するものでございます。また、同条同項第4号から第6号は、子と孫の分割に伴い条ずれの整理を行うものでございます。

条例に関する説明資料の裏面になりますが、第13条第6項につきましては、雇用保険法の一部改正により雇用保険の適用拡大で、これまで雇用保険の適用の対象外とされていた65歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の対象とすることから、現行の高年齢継続被保険者を高年齢被保険者に改めることに伴うものでございます。

また、同条第8項につきましても、雇用保険法の一部改正により、求職活動費の適用拡大で、現行は受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合においては、広域求職活動費を支給すると定められておりますが、広域求職活動費に加え、就職の面接に際し、子供の一時預かりを利用する場合の費用等についても支給の対象となることから、求職活動支援費に改めることに伴い改正するものでございます。

また、14条第2項につきましても、今回の人事院勧告に鑑み、介護休暇の分割及び介護時間の新設に伴い追加するものでございます。

なお、そのほかの第2条第3項の災害派遣手当等の追加、第4条の2の地域手当の追加、管理職特別勤務手当の第10条の2第1項の字句の整理及び第2項の追加、第13条の2の災害派遣等の追加につきましては、職員の給与に関する条例等と整合性を図るため、今回改正させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第105号 財産の取得について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第105号財産の取得について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第105号財産の取得について、提案理由を申し上げます。

今回の財産を取得することにつきましては、社会資本整備総合交付金（復興枠）で予算の配分を受けた町道根廻・磯崎線道路整備事業に必要な土地を取得するものであり、地方自治法第96条第2項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、議案第105号財産の取得につきまして説明いたします。

議案の財産の取得につきましては、復興事業であります町道根廻・磯崎線道路整備事業（復興枠）に係る事業用地を取得するものであります。

資料の用地概要説明図1ページ目をごらんください。

町道根廻・磯崎線につきましては、位置図にあります。起点部が根廻地区でありまして、運動公園、美映の丘を經由いたしまして終点部の磯崎地区を結ぶ町道であります。起点部につきましては、国道45号根廻交差点より石巻側に約550メートルの地点でありまして、終点部につきましては、磯崎地区の県道奥松島・松島公園線セブンイレブン前となっております。現在復興事業により道路整備を実施しておりますが、美映の丘より磯崎側を復興交付金事業、美映の丘より根廻側を社会資本整備総合交付金（復興枠）で事業を実施しております。

根廻側の事業区間につきましては、国道45号より路線中間付近美映の丘までの区間、延長

1,550メートルが事業区間であります。

今回の議案であります事業用地取得箇所につきましては、路線中間部の運動公園付近より終点部の美映の丘手前の箇所でありまして、3カ所8筆を買収するものであります。用地内訳にありますが、8筆合計で1万5,011平米であります。土地単価につきましては、雑種地が1万3,300円、原野が2,200円、山林が1,300円であります。

資料の2ページ目をお開きください。

買収箇所の詳細であります。道路計画平面図と公図を重ねた図面ではありますが、現況は山林が多く、道路は盛り土を行い築造する計画となっております。図面青につきましては、道路の計画線であります。図面赤着色部分につきましては、今回の用地買収箇所となっております。買収箇所につきましては、大きく3カ所に分かれておりまして、①の箇所が運動公園の裏側付近。②の箇所が国道45号コメリから手樽に抜ける道路と町道との交差する付近。③の箇所が美映の丘手前の付近であります。

資料の3ページ目をお開きください。

用地買収箇所の公図であります。①の箇所で2筆、②の箇所で5筆、③の箇所で1筆の買収となっております。

議案書に戻っていただきまして、用地契約の内訳につきましては、取得する財産、松島町磯崎字馬籠二44番、松島町磯崎字馬籠二61番の一部、松島町磯崎字馬籠一25番1の一部、松島町磯崎字馬籠一35番1の一部、松島町磯崎字馬籠一35番7、松島町磯崎字馬籠一35番8、松島町磯崎字馬籠一41番1の一部、松島町磯崎米ヶ沢12番1の一部であります。

地積につきましては1万5,011平方メートル。

所得金額3,267万6,200円であります。

契約の相手方ではありますが、-----氏であります。

平成28年11月7日に仮契約を締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第106号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）

【長田雨水ポンプ場他1施設の復興事業に係る建設
工事委託に関する協定】

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第106号工事委託に関する協定の締結について（提案説

明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第106号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、復興交付金事業に係る長田雨水ポンプ場他1施設の建設工事を日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、長田雨水ポンプ場及び小梨屋雨水ポンプ場の建設を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第106号工事委託に関する協定の締結についてご説明させていただきます。

現在、水道事業所におきましては、災害復旧、復興事業を進めているところでございますが、技術者不足により他の自治体から職員の派遣をお願いしている状況にございます。

今回の長田雨水ポンプ場及び小梨屋雨水ポンプ場の建設工事につきましては、多種の専門的かつ複雑な技術を要するものであります。そのため、発注者においても工事を適正に施行していくためには土木建築機械、電気等、各分野にわたる専門知識や工事等の経験が必要であるため、下水道施設の建設に多くの実績を持つ日本下水道事業団に工事発注関係事務から監督管理、完了検査など、本来町が行うべき業務を委託するものでございます。

日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき下水道に関する業務について、地方公共団体を支援、代行する機関として唯一設立された地方共同法人であり、通常の請負契約とは異なり、事業団と業務代行を含め建設工事の協定を結ぶものでございます。

資料の1ページから7ページは、日本下水道事業団との協定内容でございまして、今回の協定につきましては、工期的にも約2年を予定しており、建設工事の変更増減、年度割額の変更もあり得ることから、予定概算事業費といたしまして12億8,600万円とし、完成予定を平成30年度までとしております。

資料の8ページをお開き願いたいと思います。

8ページにつきましては、長田雨水ポンプ場の配置図でございまして、事業概要といたしまして、磯崎字長田地内に鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積499.91平米のポンプ場を建設するものでございます。ポンプ部施設等といたしましては、雨水排水ポンプ600ミリ2台、池排水ポンプ75ミリ1台、流入・放流渠施設等といたしまして、排水能力毎秒1.296立方メートル、毎分77.76立方メートルの雨水ポンプ場の建設を行うものでございます。

9ページをお開き願いたいと思います。

9ページはポンプ場の立面図でございまして、左上の東面立面図が山側、西ノ浜から見た図面でございます。左下の西側立面図が町道磯崎漁港6号線ということで、磯島側から見た図面になるところでございます。

10ページをお開き願いたいと思います。

10ページはポンプ場の平面図でございまして、図面の左上が1階の平面図であり、1階にはゲート室、ポンプ室になります。また、図面の右下が2階の平面図になるところでございます。2階につきましては、電気室、発電機室等になるところでございます。また、11ページはポンプ場の断面図になるところでございます。

なお、本ポンプ場建設に伴い、既設の長田第1雨水ポンプ場につきましては、完成後廃止となるところでございます。

次に、資料の12ページをお開き願いたいと思います。

12ページにつきましては、小梨屋雨水ポンプ場の配置図でございます。

事業概要といたしましては、松島字小梨屋地内にポンプ施設といたしまして、雨水排水ポンプ500ミリ2台、池排水ポンプ100ミリ1台、流入・放流渠施設等といたしまして、排水能力毎秒0.770立方メートル、毎分46.2立方メートルの雨水ポンプ場を建設するものでございます。

13ページはポンプ場の平面図でございまして、14ページはポンプ場の断面図になるところでございます。

なお、本ポンプ場の建設に伴い、完成後、既設の小梨屋雨水ポンプ場につきましては廃止となるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

【松島浄化センター長寿命化改築工事委託に関する協
定】

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第107号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、議案第107号工事委託に関する変更協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の変更協定につきましては、平成27年12月14日の議会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました松島浄化センター長寿命化改築工事委託（沈砂池設備、沈砂池設備関連操作設備及び監視制御設備の更新）に関するものであります。

工事が平成29年3月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い変更協定にするものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第107号工事委託に関する変更協定の締結について、ご説明させていただきます。

今回の変更協定につきましては、平成27年12月14日に議決いただきました松島浄化センターのし渣脱水機の更新長寿命化改築工事及び管理棟内の沈砂池関連操作設備並びに監視制御設備の更新に係る松島浄化センター長寿命化工事委託でございまして、工事が平成29年3月末に完了見込みであることから、協定の金額を2億880万円から1億6,000万円ということで4,880万円の減額をするものでございます。

内訳につきましては、資料として添付しておりますので、資料をお開き願いたいと思います。

今回の変更協定に係る内訳であります。し渣脱水機の機械設備工事については変更はございませんが、沈砂池関連操作設備、監視制御設備の電気設備工事につきまして減額となっております。減額の主な理由といたしましては、当初協定時には電気設備の中央制御コントローラーや監視制御盤装置等につきまして1社からの見積りにより積算し協定を締結したところでございますが、実際の工事発注時におきましては、最終仕様決定後に3社から再度見積書を徴し、最低見積額を積算に反映して発注したことや発注後の現場精査等に伴い、工事価格にて当初協定より3,695万円の減額となり、あわせて消費税等も精算し、合計で当初協定

より4,880万円の減額となったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第108号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第108号平成28年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長

○町長（櫻井公一君） 議案第108号平成28年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定、職員の育児休業、病気休暇等及び共済組合負担金の負担金率の改正に伴う人件費並びに平成28年12月1日付で第16回配分交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金事業等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。歳出につきまして、7ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、人事院勧告に鑑み、議員期末手当等を補正するものであります。

8ページをお開き願います。2款総務費1項17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成28年12月1日付で第16回配分交付可能額通知のありました2事業に係る東日本大震災復興交付金及び東日本大震災復興交付金基金利子収入について積み立てするものであります。

9ページをお開き願います。

4項4目鶴田川沿岸土地改良区総代選挙費につきましては、鶴田川沿岸土地改良区総代選挙が無投票となり、当該選挙に係る執行経費の確定に伴い精査し、減額するものであります。

9ページから10ページにわたります。

5目宮城海区漁業調査委員会委員選挙費につきましては、海区漁業調査委員会委員一般選挙が無投票となり、当該選挙に係る執行経費の確定に伴い精査し、減額するものであります。

11ページをお開き願います。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計の人件費分及び出産一時金の実績見込みにより補正するものであり、国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

3 目老人福祉費につきましては、視覚障害老人施設へ 1 名、やむを得ない事由による措置入所施設へ 1 名入所したことにより扶助費を増額するものであります。

12ページをお開き願います。

5 目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の人件費について精査し、介護保険特別会計繰出金を減額するものであります。

7 目臨時福祉給付金費につきましては、厚生労働省からの通知を受け、所得が低い方を対象に引き続き給付金を支給するための経費について補正するものであります。

2 項 2 目児童措置費につきましては、児童手当支給に係る扶助費を増額するものであります。

13ページをお開き願います。

5 目子ども医療対策費につきましては、今年度より子ども医療費助成の対象を通院・入院ともに18歳まで拡大した影響もあり、当初の実績見込みより助成の利用が伸びていることから、今回補正するものであります。

8 目児童館費につきましては、宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金を活用し、児童館に遊具等を整備するための備品購入費を補正するものであります。

14ページをお開き願います。

4 款衛生費 1 項 5 目環境衛生費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の申請が当初見込んでいた10基に達しており、今後の申請を勘案し5基分を補正するものであります。

15ページから16ページにわたります。

7 款商工費 1 項 3 目観光費につきましては、平成28年11月 2 日付東北観光復興対策交付金内定通知に伴う仙台国際空港二次交通運行調査事業並びに外国人観光客等の受入体制整備を図るため、瑞巖寺総門公衆トイレ整備事業を補正するものであります。

17ページをお開き願います。

8 款土木費 5 項 2 目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の人件費分及び東日本大震災復興交付の第16回配分交付可能額通知のありました松島地区下水道施設移設事業について補正するものであり、下水道事業特別会計繰出金を増額するものであります。

9 款消防費 1 項 4 目避難施設管理費につきましては、石田沢防災まちづくり拠点施設の備品

購入費について補正するものであります。

19ページをお開き願います。

10款教育費5項1目保健体育総務費の全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金につきましては、平成29年7月の全国高等学校総合体育大会サッカー競技開催に向け、業務に必要な事務機器等の整備を図るため増額補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業の一般財源負担分について措置される見込額を補正するものであります。

13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金につきましては、歳出でご説明しました老人福祉施設入所者措置費に対する入所者負担金であります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました児童手当支給に対するものであります。

4ページをお開き願います。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました臨時福祉給付事業に対するものであります。

3目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました合併処理浄化槽設置整備事業補助金に対するものであります。

6目東日本大震災復興交付金につきましては、平成28年12月1日付第16回配分交付可能額通知により補正するものであります。

8目商工費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました仙台国際空港二次交通運行調査事業に対するものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました児童手当支給に対するものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました児童館備品購入に対するものであります。

5ページをお開き願います。

3項1目総務費委託金につきましては、宮城海区漁業調整委員会委員選挙が無投票になった

ことにより減額補正するものであります。

17款財産収入1項2目利子及び配当金につきましては、東日本大震災復興交付金積立金に係る利子収入の増額に伴い増額補正するものであります。

19款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、平成27年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れするものであります。

2項3目震災復興基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました石田沢防災まちづくり拠点施設の備品購入に対するものであります。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業に対し繰り入れするものであります。

5目ふるさと納税基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました瑞巖寺総門公衆トイレ整備事業に対するものであります。

6ページをお開き願います。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、鶴田川沿岸土地改良区総代選挙が無投票になったことによる交付金の減額及び平成27年度の宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金並びに仙台国際空港二次交通運行に係る乗車賃を補正するものであります。

また、21ページに記載しておりますふるさと納税業務、複写機リース（保育所）、松島地区等復興まちづくり推進事業業務、松島町役場庁舎ほか自家用電気工作物保守点検業務、保健福祉センターほか浄化槽保守点検業務、松島町内遊具点検業務について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） それでは、松島町復興交付金事業に係る第16回配分の内容について、配付資料に基づき説明させていただきます。

歳入15款2項6目東日本大震災復興交付金の資料をごらんください。資料1枚目は第16回申請において配分を受けた採択事業の概要、2枚目A3判の図面が配分事業の箇所図となっております。

第16回申請につきましては、平成28年10月13日に交付金事業計画書を提出し、平成28年12月1日付で交付可能額の通知を受けております。

申請事業は、松島地区下水道施設移設事業、町道上竹谷・高城線外道路整備事業の2事業と

なっております。

松島地区下水道施設移設事業につきましては、国道45号の歩道拡幅に伴い、松島海岸駅前から五大堂付近の松島公園第1駐車場までの区間の国道敷き内の下水道管渠等の移設工事等を行う事業となっており、今回事業完了までに必要な工事費1億3,578万8,000円、交付金1億863万円を申請し、申請どおり採択されております。

また、町道上竹谷・高城線外道路整備事業につきましては、高城・磯崎地区の避難道路の整備事業ですが、今回高城町駅の北側、磯崎土樋合の磯崎第2踏切の拡幅に必要な工事費1億1,578万5,000円、交付金9,262万8,000円を申請し、申請どおり採択されております。

交付金の交付率は2事業とも交付対象事業費に対し80%となっております。なお、次回第17回の申請につきましては、年明けの1月中旬ごろの予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 臨時福祉給付金事業についてご説明いたします。

主要事業説明資料をごらんいただきます。後ろのほうに資料を添付しております。資料により説明させていただきます。

今回、消費税増税に伴う低所得者負担軽減を図るための給付金を行うものでございます。条件といたしましては、平成28年1月1日現在松島町基本台帳に記載されている者、平成28年度町民税が課税されていない者1人につき1万5,000円を支給するものでございます。支給対象者の見込み数といたしましては3,200人を見込んでおります。給付時期につきましては、平成29年2月以降に予定しております。この事業に係る経費につきましては、全て10分の10の補助という内容となっております。以上でございます。

次に、主要事業説明資料の2をごらんください。

児童館遊具等備品購入事業になります。

これにつきましては、児童館における遊びの広場やイベント等に必要な備品を購入いたしまして、その事業の内容を充実させることを目的としております。

これにつきましては、備品の内容でございますが、児童用簡易プール、プール用日よけ、砂場収納庫と、後ろの資料に写真で掲載しております。このような備品等を購入する予定でございます。

財源につきましては、宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費補助金を活用いたしまして、補助率10分の10で事業を行うものでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 私からは、主要事業説明資料3について説明申し上げます。

初めに、仙台国際空港二次交通運行調査事業でございます。

平成28年11月2日付東北観光復興対策交付金の内定通知に伴いまして、仙台国際空港からバスを運行し直接うみの杜水族館を経由し、松島町や平泉町、東松島市へ移動できる事業でございます。

仙台空港が民営化に伴いまして国際便が増便となっております。外国人観光客数が増加傾向にある現在、大きな荷物を携えまして旅をする外国人観光客が松島に訪れやすい環境をつくりまして、松島からまたほかの地域へと東北周遊が可能になる二次交通環境の整備として、今回補正するものでございます。

運行ルートについてでございます。運行ルートは2系統で、仙台国際空港から平泉間のルートで1日2便を計画しております。まず、松島をスタートして平泉へ向かい、そして松島に戻りながら仙台国際空港へ運行するコースが1便。同じく松島をスタートして仙台国際空港へ向かい、そして松島町へ戻り平泉町へ運行するコースが1便と。そして、仙台国際空港東松島間のルートでも1日2便を計画しております。東松島市をスタートして松島町へ向かい仙台国際空港へ運行するコースが1便。反対に仙台国際空港をスタートして松島町へ向かい東松島市へ運行するコースが1便と計画しております。

運行日数についてでございますが、1月中旬から3月まで約73日運行として、運賃は空港平泉間が2,500円、空港東松島間が1,000円とし、乗車率は30%を見込んで歳入補正予算へ計上しております。なお、事業費からバス運行乗車賃を差し引いた後に東北観光復興対策交付金が充当され、この交付金は補助率が80%となっております。

残りの一般財源についてでございますが、こちらは全て震災復興特別交付税の対象となっているところでございます。

続きまして、主要事業説明資料4について説明させていただきます。

こちらは、瑞巖寺総門公衆トイレ整備事業についてでございます。こちら外国人観光客等の受け入れ体制整備を図るために、まず6月補正予算に実施設計業務を計上いたしました。議決をいただいた後に7月に発注し、その成果が出たことに伴いまして、今回建設事業費等を補正予算に計上するものでございます。

財源も同じく6月補正予算に計上し積み立てをしました。ふるさと納税基金から1,000万円を繰り入れするものでございます。こちらは、ご寄附をいただいた寄附者にもこの用途に使

わせていただく意思を伝えております。

なお、図面を添付しておりますが、トイレの位置は今ある既存のトイレと同じ位置に建設と予定しております。また、公衆トイレの入り口は既存のトイレと同じ向きとなっており、既存のトイレと大きさを比較しますと、既存のトイレは現在24.21平米ございます。建設計画のある新設トイレは35.42平米と若干大きくなり、男子小便器及び女子トイレブース等は既存トイレよりおのおの3から2へ、4から2へと減少しておりますが、多目的トイレなどを新設してバリアフリー化を図った計画となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、右肩に5番とされております主要事業説明資料をごらんになっていただきたいと思っております。

こちらは、石田沢防災まちづくり拠点施設備品購入事業でございます。現在、石田沢地区に建設中の石田沢防災まちづくり拠点施設がことし12月末に建設完成となっております。完成に伴いまして、当該施設に必要な什器等の備品を購入するために要する経費を今回補正するものでございます。

添付しておりますA3判の平面図資料をご覧になっていただきたいと思っております。向かって左側、こちらが会議室棟となっております。会議室棟の会議室の備品につきましては、左下にイメージの写真がございますように、会議室用のテーブルと椅子、また講演会などに使用しますポータブル式のステージ、司会者用の台、こちらを購入したいと思っております。その他の電気機器関係のつきましては、プロジェクターやワイヤレスアンプなどの購入を計画しております。

続きまして、中央部分が防災センターとなっております。こちらの備品につきましては、休憩スペース用のテーブルと椅子、松島町の観光PRなどを放映しますテレビ等の購入を予定しております。また、当該施設は町が主催するイベントの利用も想定しておりますので、建物前の縁側空間や防災センター内を利用いたしまして地場産品が販売できるように、図面中央下に写真がございますけれども、移動可能な産直用のカート式陳列棚を購入する予定となっております。

こちらの施設の利用につきましては、備品購入後に施設利用を行いますけれども、まず、避難施設であるため、本来の目的であります施設利用を図ってまいりたいと思っております。外観から、道の駅のような利用を思われている町民の方の声も聞こえてきますけれども、国

の検査等、まだ終わっておりませんので、常時の物販等の利用を行うことはできないということになっております。そこで、当面の平時における利用でございますが、防災センターにつきましては、無料休憩スペースでは観光客や研修、イベント等の参加者の休憩所として利用していただきます。また、展示スペースではパネル展示を行いまして、東日本大震災の被害状況や復興の歩みなどを伝えるスペースとしてこちらを設けたいと思っております。インフォメーションコーナーにつきましては、会議室の貸し出し、施設全体の管理を行うほか、観光情報の総合的なインフォメーションとして情報提供を行ってまいります。図面右上にあります炊出訓練スペースにつきましては、災害時にはもちろん炊き出しを行いますけれども、平時におきましては、炊出訓練やイベントなどに使用する炊事スペースとして利用したいと思っております。また、図面には記載がございませんけれども、地場産品やふるさと納税の返礼品などを紹介するコーナーを設けたいと思っております。

会議室棟では、会議や研修、各種イベントの利用を計画しておりまして、救急救命講習、防災講習会、音楽イベントや展示会などに利用していただきたいと思っております。当会議室はスライディングウォールで4部屋に仕切れることも可能ですし、4部屋を1つにまとめまして1度に100名程度の利用も可能ということになっておりますので、中ホール的な役割を持たせた数多くの利用を図ってまいりたいと思っております。

建物前の縁側空間部分になりますけれども、こちらは屋根が強化ガラスになっておりまして、光を取り入れた雨天時にも利用可能な休憩スペースや物販スペースとして状況に応じた利用ができる空間となっております。

あと、駐車スペースになりますけれども、広い敷地を利用いたしました消防団の訓練、また婦人防火クラブの消火技術訓練等の使用が可能となっております。また、こちらはケータリングカー、移動販売車等の出店を予定しておりまして、場所貸しということで使用料を徴しまして自主財源の確保を図ってまいりたいと思っております。

施設全体の利用といたしましては、まつの市や産業まつり、総合防災訓練、塩竈地区消防団の連合演習、広い敷地と施設と生かしました音楽祭やアート・フル・松島などの文化、芸術のイベントなどにも利用の幅を広げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） 全国高等学校総合体育大会実行員会負担金について、主要事業説明書6をもとに説明いたします。

平成29年度に宮城、山形、福島の南東北3県で高校総体が開催されます。松島町では、仙台市、七ヶ浜町、利府町と合同で男女のサッカー競技並びに開会式が行われ、その準備として今後開会式、宿泊、輸送、警備などの各種計画の作成のほか、リース、委託、物品購入など、大会本番に向けたさまざまな業務や打ち合わせの機会がふえてきます。そのため、これまで高校総体実行委員会業務をとり行っていたB & G海洋センター事務室では手狭になることから、文化観光交流館小ホールに業務の拠点を移し、あわせて円滑な業務遂行のための環境整備を図るものでございます。

資料をごらんください。平成29年7月28日から8月4日までの男女のサッカー競技の会場と試合数になります。開会式につきましては、下のほうに書いておりますが、男子が7月28日、女子が7月30日に文化観光交流館でとり行います。

1枚おめくりください。松島町実行委員会事務室になります。県から派遣の教員と町の職員並びに臨時職員で事務を行うための配置図となります。

もう1枚おめくりいただきます。平成29年度全校高校総体松島町開催競技準備スケジュールとなります。こちらが、高校総体までの主な準備業務となります。松島町はサッカー競技会場地1市3町の幹事自治体になっており、これまでも連絡会議の開催や各関係機関との調整、競技ポスター審査会の開催、1市3町経費関係事務などを主として行ってきました。今後は、これまでの業務に加え、区分にある各分野ごとの計画作成、また、リース委託、物品購入等の準備に着手していくこととなります。

今回の補正は、これらの準備や事務処理に係る環境整備であり、来年の高校総体に向け万全な準備をする必要な経費となるものであります。

以上でご説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、12時になりますので昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第19 議案第109号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号) について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第109号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第109号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定及び共済組合負担金の負担金率の改正等に伴う人権費を補正するもののほか、一般被保険者療養給付費、高額療養費、出産一時金の実績見込みに伴う精査及び後期高齢者支援金並びに前期高齢者納付金、介護納付金の納付額が確定したことに伴い補正するものであります。

歳入につきましては、保険給付費等に対する財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第110号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第110号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第110号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定及び共済組合負担金の負担金率の改正等に伴う人件費を補正するもののほか、地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用し、介護従事者の負担軽減を図るため介護ロボット等導入支援補助金を計上するものであります。

また、平成27年度塩釜地区介護認定審査事業負担金の確定による精算金を補正し、一般会計へ繰り出しするものであります。

歳入につきましては、財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第111号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第111号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第111号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定及び共済組合負担金の負担金率の改正等に伴う人件費を補正するもののほか、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定並びに各事務事業を精査するものであります。

歳入につきましては、観瀾亭及び福浦橋の事業収入の実績見込みに伴い増額し、これらの財源を精査し、財政調整基金積立金を補正するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第112号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第112号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第112号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定及び共済組合負担金の負担金率の改正等に伴う人件費を補正するもののほか、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定に伴い増額補正をするものであります。さらに、下水道建設費につきましては、松島浄化センター長寿命化改築工事委託の事業費精算による減額並びに東日本大震災復興交付金事業第16回申請で採択された松島幹線污水管渠移設工事について補正するものであります。

歳入につきましては、各事業の財源精査に伴い補正するものであります。

また、松島幹線污水管渠移設事業につきましては、年度内完了が見込めないことから繰り越しするものであり、長田雨水ポンプ場建設事業及び小梨屋雨水ポンプ場建設事業について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、主要事業説明資料の松島幹線污水管渠移設事業につきましてご説明いたします。議案第147号松島町下水道事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金の第12回配分事業費と今回の第16回配分事業費を合わせて4億6,440万円を補正するものであります。

資料の1ページをお開き願います。今回、松島幹線污水管渠移設事業の箇所につきましては、JR松島海岸駅前から県営駐車場入り口の交差点付近までであり、国土交通省の一般国道45号松島海岸歩道整備事業に伴い現在国道の上り車線側の歩道を占有している松島幹線の污水管渠を海側、松島公園用地内へ移設するものでございます。

工事概要といたしましては、污水管渠移設工推進工でございますが、653メートルで、松島海岸駅から五大堂付近まではヒューム管250ミリメートル、551メートル。五大堂付近から県営駐車場入り口の交差点付近まではヒューム管300ミリメートル、102メートル。また、マンホール築造工6基、マンホールポンプ工1カ所。取付管工5カ所、既設管渠閉塞工を実施するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。今回、工事を予定しております横断図でございますが、図面左側が山側、民家側で、右側が海側でございます。A-A断面につきましては、グリーン広場付近でございますが、また、B-B断面につきましては、中央広場付近の断面図でございます。この付近におきましては、現在の埋設污水管の位置から約5メートル海側に移設するようになります。また、污水管の土かぶりにつきましては、250ミリメートルの污水管の敷設区間については約4メートルから7.3メートルになるところであり、マンホールポンプから下流側の300ミリメートルの区間については約3メートルになるところでございます。

なお、今年度中の完成が見込めないため、繰越明許を設定し繰り越しするものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第113号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）
について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第23、議案第113号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第113号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年8月8日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定及び共済組合負担金の負担金率の改正等に伴う人件費を精査し、水道事業費用の総額を5億7,959万1,000円とするものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第114号 工事請負契約の締結について（提案説明）
【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第24、議案第114号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第114号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道手樽・富山駅線避難道路整備工事に関するものであり、去る12月1日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長340メートルの整備を行うものであります。

工期は平成29年3月31日ではありますが、平成29年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道手樽・富山駅線道路整備工事につきまして説明いたします。

町道手樽・富山駅線避難道路整備工事事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業により手樽地区避難道路の中の一路線として整備するものであります。

路線につきましては、県道奥松島松島公園線から手樽海浜公園、フットボールセンター前を經由しまして、富山踏切までの路線であります。

現在の整備状況につきましては、県道より海浜公園までの区間及び銭神漁港より農地海岸の丁字路区間まで誘導サイン、夜間誘導灯を除き完成形となっております。

今回、残工事区間の一部につきまして工事を実施するものであります。

説明資料の1ページ目をお開きください。位置図であります。今回の工事区間につきましては、フットボールセンター前からの継続部分でありまして、早川農地海岸沿いの旧仙台育英学園艇庫付近の延長340メートルを実施するものであります。

この路線の整備につきましては、車道が2車線で7メートル、歩道2.5メートル、合わせまして9.5メートルで計画しておりますが、農地海岸沿いの区間につきましては、歩道の部分が防潮堤の完了通路となりますので、ほとんどの区間が車道7メートルのみの整備となります。

説明資料の2ページ目をお開きください。図面下の平面図ですが、赤着色箇所が工事箇所になります。起点部につきましては、早川農地海岸の名籠地区と銭神地区に分かれる丁字路より約120メートル富山踏切側になりますが、終点部につきましては、起点側より富山駅側に向かいまして手樽餅田地区となっております。3カ所の切り土を行いまして舗装工まで実施を行います。誘導サイン、夜間誘導灯などの施設につきましては今回の工事に含まれておりません。他の工事区間とあわせまして別工事で計画しております。

図面右上につきましては、両側切り土部の横断図であります。切り土につきましては、高さ10メートル程度の切り土を行いまして、植生基材の吹きつけを行います。

工事概要につきましては、図面左上にあります。工事施工延長340メートル、土工、切土工8,700立米、盛土工440立米。法面工、切土法面1,630平米、盛土法面90平米。排水工、側溝工792メートル、管渠工46メートル。舗装工、車道舗装2,470平米、歩道舗装230平米。道路付属物工、区画線900メートル、視線誘導標30本。撤去工、舗装版破碎工1,360平米。軟弱地盤処理工、中層混合処理1,290立米であります。

次ページをお開き願います。入札結果であります。入札方法は条件付一般競争入札で行って

おります。公募したところ2社から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、我妻建設株式会社を請負業者と予定したものであります。契約金額1億4,331万6,000円であります。また、仮契約については12月5日に締結しております。

なお、工期につきましては平成29年3月31日ではありますが、繰り越しを行う予定でありまして平成30年3月31日となる予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第115号 工事請負契約の締結について（提案説明）

【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第25、議案第115号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第115号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業（復興枠）として実施する町道根廻・磯崎線道路整備工事に関するものであり、去る12月1日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長374.5メートルを行うものであります。

工期は平成29年3月31日ではありますが、平成29年度に繰り越す予定であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道根廻・磯崎線道路整備工事につきまして説明いたします。

町道根廻・磯崎線道路整備事業根廻側につきましては、財産取得の議案でも説明いたしましたが、町道根廻・磯崎線の国道45号より美映の丘までの区間、延長1,550メートルを社会資本整備総合交付金（復興枠）で実施をするものであります。

事業につきましては、調査設計が完了いたしまして用地買収に着手しており、用地買収につ

きましても進んできましたことから工事に着手するものであります。

説明資料の1ページ目をお開きください。位置図であります。町道根廻・磯崎線道路整備事業根廻側につきましては、図面青破線箇所ではありますが、今回の工事箇所につきましては、赤線箇所の起点側の切り土部及び美映の丘側の切り土、盛り土部について実施をするものであります。

説明資料の2ページ目をお開きください。起点部国道45号側の図面になります。平面図の青線につきましては道路の計画線となっております。赤で着色している箇所につきましては工事箇所となっております。

今回の工事につきましては、土工、法面工、排水工を行うものでありまして、最終的な完成形までの路盤工、舗装工、交通安全施設工などにつきましては、土工などの工事車両が通らないようになりまして、区切りがいい区間で実施を計画しております。

図面左上、工事概要になりますが、工事延長374.5メートル。土工、切土工延長48.5メートル、5万8,900立米。盛土工延長326,0メートル、6万8,100立米。法面工、切土法面、植生基材340平米。盛土法面、植生マット7,190平米、補強土壁工404平米。排水工、側溝工586メートル、法尻側溝工1,056メートル、暗渠工172メートル、集水樹工23基。地盤改良工、改良土量4,210立米であります。

工事図面の国道45号側の起点部につきましては、切り土区間となっております。起点側より約400メートルにつきましては、切り土区間となっておりますが、国道側より切り土を行いながら工事を進めてまいります。今回工事に切り土による発生土につきましては、盛り土材に転用をする計画でありまして、切り土、盛り土のバランスを考え、赤着色区間で計画しております。

図面右下の標準横断図につきましては、切り土区間の横断図であります。道路幅員は16メートルであります。

続きまして、説明資料の3ページ目をお開きください。図面赤で着色しております工事箇所につきましては、国道45号のコメリから手樽に抜ける町道と交差する箇所より美映の丘までの区間ではありますが、主に盛り土区間となっております。この区間につきましても、町道より盛り土を行いながら工事を進めてまいります。

図面左上につきましては、盛り土区間の横断図であります。

次ページをお開き願います。入札結果であります。入札方法は条件付一般競争入札で行っております。公募したところ3社から申し込みがあり、最終的に1社辞退がありまして、2社

で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社森本組東北支店を請負契約予定者としたものであります。契約金額は2億9,052万円であります。また、仮契約につきましては12月5日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成29年3月31日までであります。繰り越しを予定しておりますので、平成30年3月31日となる予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、12日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時23分 散 会